　（趣旨）

**南九州市空き家バンク登録促進事業補助金交付要綱（平成30年告示第120号）**

第１条　この告示は，南九州市空き家情報登録制度要綱（平成21年南九州市告示第168号。「以下，要綱という。」）において，空き家バンクへの登録を完了した物件（以下「登録物件」という。）の所有者等又は登録物件への入居者に対し，登録物件の家財道具等を処分するための費用の一部を支援することにより，空き家バンクへの登録促進及び移住希望者の円滑な移住の促進を図るため，南九州市補助金等交付規則（平成19年南九州市規則第42号）に定めるもののほか，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この告示における用語の意義は，要綱第２条の規定に定めるところによる。

（補助対象者）

第３条　補助対象者は，次に掲げる者とする。ただし，市長が特別な事情があると認めるものについては，この限りでない。

⑴　登録物件の所有者等。ただし，要綱第６条第１項に規定する空き家バンクの登録の取消しが行われた場合を除く。

⑵　登録物件への入居者。ただし，登録物件の売買又は賃貸借に関する契約を締結した日から６月以内に限る。

（補助対象事業）

第４条　補助の対象となる事業は，登録物件の家財道具等処分であって次の各号のいずれにも該当するものとする。

⑴　家財道具等処分は，処理対象物に必要な産業廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人，又は個人事業者が行うものであること。

⑵　家財道具等処分は，第８条に規定する交付決定後に行うこと。

⑶　家財道具等処分は，当該年度末までに完了すること。

２　前項の対象事業は，登録物件の所有者等又は登録物件への入居者のいずれかに対して１回限りとする。

（補助対象経費）

第５条　補助金の交付対象経費は，登録物件の残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費とする。

（補助金の額）

第６条　補助金の額は，前条の補助対象経費に２分の１を乗じて得た額とし，10万円を限度額とする。ただし，補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は，これを切り捨てた額とする。

（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は，空き家バンク登録促進事業補助金交付申請書（第１号様式）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

⑴　売買又は賃貸借契約書の写し

⑵　家財道具等の処分・搬出経費の見積書の写し

⑶　家財道具等の処分・搬出前の写真

⑷　その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第８条　市長は，前条の申請があった場合において，当該申請に係る内容を審査の上，補助金を交付すべきものと認めたときは，交付すべき補助金の額を決定し，空き家バンク登録促進事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

空き家バンク登録促進事業補助金の申請・交付にあたり，本要綱のすべてを承諾いたします。

令和　　　年　　　月　　　日

氏名

（補助対象事業の変更等）

第９条　前条の規定による通知を受けた申請者は，当該申請の内容を変更，中止又は廃止しようとするときは，空き家バンク登録促進事業補助金変更申請書（第３号様式）に次に掲げる書類を添えて，市長に提出しなければならない。

⑴　家財道具等の処分・搬出経費の見積書の写し

⑵　処分する家財道具等が追加になった場合はその写真

⑶　その他市長が必要と認める書類

２　市長は，前項の申請があった場合において，当該申請に係る内容を審査の上，変更等の可否を決定し，空き家バンク登録促進事業補助金変更交付決定通知書（第４号様式）により，申請者に通知するものとする。

（完了報告）

第10条　申請者は，補助事業が完了したときは，速やかに空き家バンク登録促進事業補助金完了報告書（第５号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

⑴　家財道具等の処分・搬出経費に係る請求書又は領収書の写し

⑵　家財道具等の処分・搬出後の写真

⑶　その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第11条　市長は，前条の規定による報告を受けたときは，当該報告に係る書類の内容を審査の上，適当と認めたときは，交付すべき補助金の額を確定し，空き家バンク登録促進事業補助金交付確定通知書（第６号様式）により，申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条　前条の規定による通知を受けた申請者は，速やかに空き家バンク登録促進事業補助金交付請求書（第７号様式）を市長に提出するものとする。

（交付決定の取消し等）

第13条　市長は，申請者が次の各号のいずれかに該当するときは，補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し，又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

⑴　この告示に違反したとき。

⑵　補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。

⑶　虚偽の申請をしたとき。

⑷　市長の指示等に従わないとき。

（その他）

第14条　この告示に定めるもののほか，必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

（施行期日）

１　この告示は，平成30年10月１日から施行する。

（失効）

２　この告示は，令和６年３月31日限り，その効力を失う。

　　　附　則(令和2年9月10日告示第183号)

　　この告示は，告示の日から施行する。